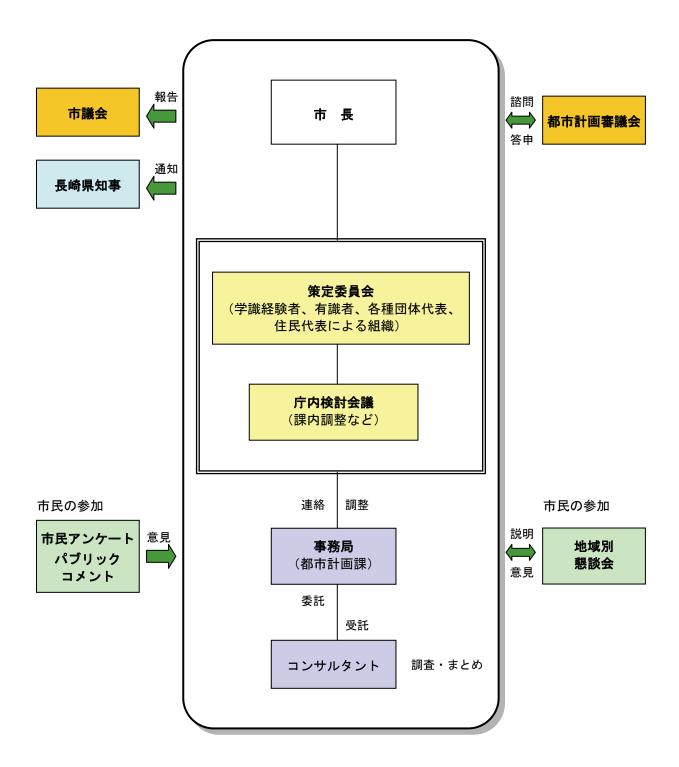
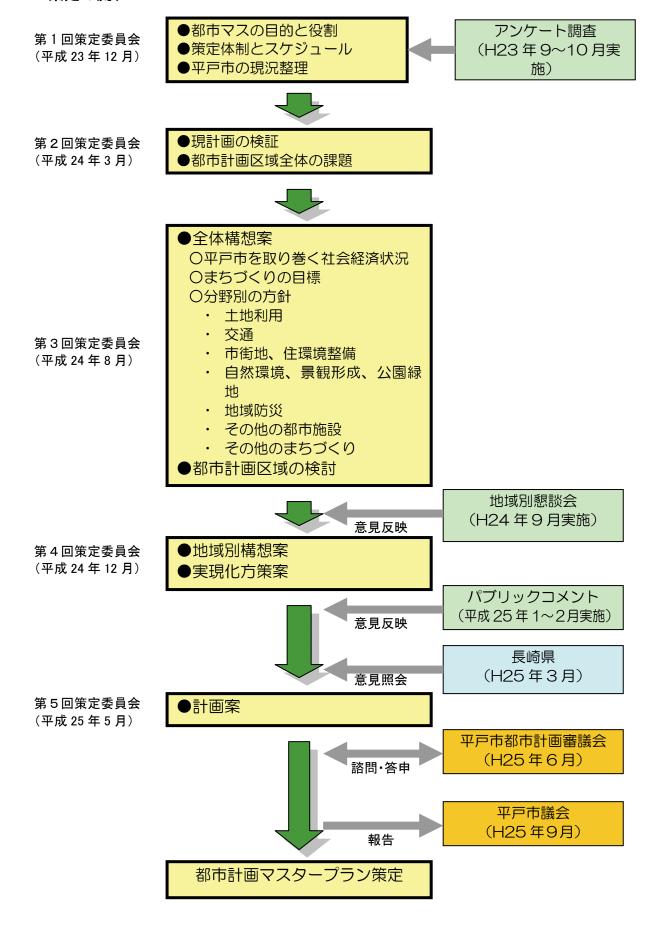
参 考 資 料

1. 策定体制図



2. 策定の流れ



3. 策定経過

■平成23年度

月日	会議等	内容説明
9月20日 ~10月24日	市民アンケート実施	3,000 名 郵送アンケート
11月18日 12月19日	第1回庁内検討会議第1回策定委員会	・都市計画マスタープランの目的と 役割・策定体制・策定スケジュール・平戸市の現況
3月15日	第2回庁内検討会議	・現計画の検証
3月27日	第2回策定委員会	・都市計画区域全体における課題

■平成24年度

	■「从と寸十技					
月日	会議等	内容説明				
7月9日	第3回庁内検討会議	○都市計画マスタープラン全体構想				
7月23日		案				
8月2日	第3回策定委員会	・平戸市を取り巻く社会経済の状況				
		について				
		・まちづくりの目標の設定について				
		・分野別の方針について				
		・都市計画区域の検討について				
9月19日	地域別懇談会(中野地域)	・地域のお宝さがし				
9月20日	地域別懇談会(津吉地域)	・課題マップづくり				
9月25日	地域別懇談会(田平地域)					
9月26日	地域別懇談会(平戸地域)					
11月22日	第4回庁内検討会議	○都市計画マスタープラン地域別構				
12月17日	第4回策定委員会	想				
		・地域別構想について				
		・実現化方策について				
1月18日	パブリックコメント	・都市計画マスタープラン素案				
~2月18日						
3月29日	長崎県 素案照会					

■平成25年度

月日	会議等	内容説明	
5月16日	第5回策定委員会	○都市計画マスタープラン案	
6月27日	都市計画審議会 諮問答申	○都市計画マスタープラン案	
9月2日	議会報告	○都市計画マスタープラン	
9月	都市計画マスタープラン		
	策定		

4. 平戸市都市計画マスタープラン策定委員会条例

平成23年3月25日条例第14号

(設置)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき、本市における都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、平戸市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
 - (2) その他都市計画マスタープランに関し必要なこと。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員24人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 各種団体の推薦する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 地域の代表者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から、都市計画マスタープランが策定される日までとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (報酬及び費用弁償)
- 第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年平戸市条例第36号)別表に規定する「その他の委員」の額とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、 市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、第4条第1項に規定する委員会の委員の任期が終わった日限り、その効力 を失う。

5. 平戸市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

	役職名	氏名		
1	識見を有する者	鮫島	和夫	
2	平戸市文化財審議会	木田	昌宏	
3	平戸市農業委員会	須藤	豊博	
4	平戸観光協会	町田	雅之	
5	平戸商工会議所	松山	芳弘	
6	平戸市社会福祉協議会	相知	清隆	
7	みやんちょ商店街振興組合	横石	紀彦	
8	木引田町商店街振興組合	鴨川	裕之	
9	津吉青年商工会	井手口	龍彦	
10	平戸市商工会	重富	厚司	
11	平戸市北部地区区長連合協議会	末永	保夫	
12	平戸市中部地区区長連合協議会	松尾	国夫	
13	平戸市南部地区区長連合協議会	立石	学	
14	平戸市田平町区長会	池田	直彦	
15	田平町地域協議会	岡	斉	
16	平戸市副市長	寺田	勝嘉	
17	平戸市総務部長	尾上	輝義	
18	平戸市観光商工部長	松田	範夫	
19	平戸市農林水産部長	荒木	誠	
20	平戸市市民生活部長	北川	貢	
21	平戸市福祉保健部長	71/11	茂敏	
22	平戸市教育委員会教育次長	松田	隆也	
23	平戸市田平支所長	演田	裕孝	
24	平戸市水道局長	濵村	哲夫	

6. 地域別懇談会の概要

	日時	場所	参加人数	写真		備考
平戸地域	平成 24 年 9 月 26 日 (水) 19:00~ 20:30	離島開発 総合セン ター	22 名			3 班に 分かれ て検討
中野地域	平成 24 年 9 月 19 日 (水) 19:00~ 20:30	中野ふれあい会館	5 名		100年1月1日 東京日本	
津吉地域	平成 24 年 9月 20 日 (木) 19:00~ 20:30	多目的研修センター	12 名			津古地前津区市地前半区市の地域では、おけられては、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で
田平地域	平成 24 年 9 月 25 日 (火) 19:00~ 20:30	たびら活性化施設	11 名			田区平地田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田

7. 用語集

"あ"

アクセス

接続・接近・近づく手段のこと。

インフラ

道路、公園等の公共施設、ICT(情報通信技術)基盤、再生可能エネルギーの活用のほか、都市づくり制度などソフト面も含む総称。

和蘭商館跡

1609 年に江戸幕府から貿易を許可された東インド会社が、平戸城主松浦隆信公の導きによって平戸に設置した、東アジアにおける貿易拠点の跡地で、国指定史跡である。1640 年に将軍徳川家光の命を受けた大目付井上政重により、1639 年建造の倉庫にキリスト生誕にちなむ西暦の年号が示されているとして、当時の禁教令の下、全ての建物の破壊が命じられた。1641 年には、商館は長崎出島へ移転。これによって、33 年間の平戸オランダ商館の歴史に幕が下ろされた。

"か"

回游性

方々をめぐり遊ぶこと。例えば、商業地などで、買い物を楽しむ人達がいろいろな商店 をめぐることを期待し、歩行空間や商店の魅力を高める工夫をすることなどが挙げられる。

狭あい道路

幅員4メートル未満の道路で、一般の道路として利用されているもの。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グローバル化

政治・経済・文化などが国境に関わりなく、地球全体へ広がっていくこと。

高齢化率

人口構成に占める65歳以上の高齢者の割合。

高齢社会

人口構成に占める65歳以上の高齢者の割合が、14%を超えた社会のこと。

高齢人口

65歳以上の人口。

コーホート要因法

コーホートとは人口観察の単位集団で、通常、同一年に誕生した出生集団を指し、死亡・移動等のコーホート変動要因による推計方法をコーホート要因法という。我が国のように詳細な人口統計資料が得られる場合は、コーホート要因法が最も信頼できる方法として採用されている。



自主防災組織

自発的な市民による町会・自治会・管理組合などを単位で構成されている防災組織のこと。災害発生時には近隣相互の助け合いの精神の下、防災活動が円滑に行うため、防災訓練の実施や防災活動用資機材の整備、各家庭における日頃からの防災意識の高揚など活動を展開している。平成 25 年 2 月現在の結成率は 35.4%である。

自然的土地利用

土地利用のうち、田、畑、樹園地、採草放牧地、水面、原野、森林など。

少子高齢化

出生率の低下により子どもの数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に 占める子どもの割合が減り、65歳以上の高齢者の割合が高まること。

条例

地方公共同体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって、制定する法令のこと。

水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

ゾーニング

都市計画等の土地利用計画において、用途ごとに区分して一団の地域又は地区の指定等を行うこと。

"た"

太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギーの利用の一形態。

地球温暖化

温室効果気体の人為的な排出により、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に増加し、温室効果が強まることによって地球の平均気温が上昇すること。

地区計画制度

都市計画法に基づき、比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態や公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な街区を整備し、保全するため定められる計画のこと。用途地域を補完する役割があり、きめ細かなまちづくりを進めることが可能である。

地産地消

国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながる。

地方分権

地方自治体の運営で、行財政上の自治や自立性が大幅に認められる仕組みのこと。

超高齢社会

人口構成に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超えた社会のこと。

鄭成功

鄭成功は、父が中国の貿易商鄭芝龍、母が川内町の日本人女性で、7歳まで川内町で過ごした。指定地には成功が植えたと伝えられるナギの木が残り、隣接する観音堂には中国の船の守り神とされる嗎祖と随身(市指定文化財・昭和52年3月1日指定)が祭られている。また、近くの千里ヶ浜には鄭成功が生まれたとされる児誕石や、後年鄭成功の事績を記した鄭成功碑文などがある。7歳で中国にわたった鄭成功は、やがて父鄭芝龍とともに当時清朝から攻められていた明朝を助け清朝に抵抗する。その後、鄭芝龍は清朝に投降するが、鄭成功はその後も明朝を助け続け、反抗の拠点とするため、台湾を支配していたオランダ人を追い出し台湾を解放する。しかし、台湾を解放した翌年、鄭成功は若くして病に倒れた。台湾解放の英雄として、鄭成功は現在も厚く信仰されている。日本国内では、江戸時代に彼の生涯を素材とした近松門左衛門作の人形浄瑠璃「国性爺合戦」が人気を博し、広く一般に知られるようになった。

低炭素社会

地球温暖化の要因のひとつである温室効果ガス(Co2)の排出をできるだけ削減し、 気候の安定化をはかり、暮らしの質を高め、自然と人間自身を守り育てる持続可能な社会。

都市計画道路

都市計画法第11条に定められた都市施設の1つで、都市計画決定された道路のこと。

土地の高度利用

都市計画による制度などを活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物又は容積率の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。

"な"

年少人口

O~14歳までの人□。

"は"

バイオマス発電

バイオマス(動植物などから生まれた生物資源の総称)を、「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電すること。技術開発が進んだ現在では、様々な生物資源(稲わら、建設廃材、食品加工廃棄物、下水汚泥等)が有効活用されている。

ハザードマップ

災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図のこと。

バリアフリー

障害者や高齢者などが社会生活を営む上で、障壁(バリア)となるものを取り除いていくこと。

防火

市街地における火災の危険を防ぐこと。都市計画法で定める地域地区のうち、防火地域と準防火地域があり、本市では準防火地域を指定している。準防火地域は、防火地域に準ずる地域として、一定規模以上の建築物は耐火又は準耐火建築物とすること、②木造の建築物は、延焼の恐れのある部分を防火構造とすることなどの制限が設けられている。

ポケットパーク

歩行者などが休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路 沿いに設けられた緑のある小広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、チョッ キのポケット程の公園という意味。



ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障害などを超えて、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人が利用できるよう配慮されたデザインのこと。また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

用途地域

都市計画法に基づき、住居地域、商業地域、工業地域など市街地の大枠としての土地利用のルールが定められるもので、12種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類が決められる。



ライフライン

電気、上下水道、ガス、電話など都市活動を支えるために地域に張りめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

6次産業化

6 次産業化とは、農山漁村の有形無形の豊富な様々な資源「地域資源」(農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など)を有効に活用し、農林漁業者(1次産業従事者)がこれまでの原材料供給者としてだけではなく、自ら連携して加工(2次産業)・流通や販売(3次産業)に取組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。こうした経営の多角化(6次産業化)の取組は、地域の活性化に繋がることが期待されている。

"わ"

ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくため各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法をいう。



平戸市建設部都市計画課

長崎県平戸市岩の上町1508番地3 TEL.0950-22-4111